

気象警報・交通ストライキ及び不通に伴う休業措置について

1 休業措置の対象となる気象警報は次のとおりとする。

・気象等の特別警報

レベル 5 大雨特別警報		レベル 5 土砂災害特別警報	
大雪特別警報	暴風特別警報	暴風雪特別警報	

・気象等の危険警報

レベル 4 大雨危険警報		レベル 4 土砂災害危険警報	
--------------	--	----------------	--

・気象等の警報

レベル 3 大雨警報		レベル 3 土砂災害警報	
大雪警報	暴風警報	暴風雪警報	

2 授業及び学校行事が終日実施される場合の休業措置は、次のとおりとする。

(1) 神戸市北区に 1 の気象警報が発表された場合

- ア. 午前 7 時現在：自宅待機とする。
- イ. 午前 10 時現在：臨時休業とする。
- ウ. 午前 10 時現在で 1 の気象警報が解除された場合、5 限目からの授業及び学校行事を実施する。

(2) 神戸市北区に 1 の気象情報が発表されておらず、居住地および通学経路に含まれる地域に発表されている場合

- ア. 午前 7 時現在：自宅待機とする。
該当する授業及び学校行事は公認欠席として取り扱う。
- イ. 午前 10 時現在：自宅待機とする。
当日の授業及び学校行事は公認欠席として取り扱う。
- ウ. 午前 10 時現在で 1 の気象警報が解除された場合、5 限目からの授業及び学校行事に出席する。

- 3 授業及び学校行事が午前中のみ実施される場合の休業措置は、次のとおりとする。
- (1) 神戸市北区に1の気象警報が発表された場合
- ア. 午前7時現在：臨時休業とする。
- (2) 神戸市北区に1の気象情報が発表されておらず、居住地および通学経路に含まれる地域に発表されている場合
- ア. 午前7時現在：自宅待機とする。
- 該当する授業及び学校行事は公認欠席として取り扱う。
- 4 定期考査実施期間の休業措置は、次のとおりとする。
- (1) 神戸市北区に1の気象警報が発表された場合
- ア. 午前7時現在：臨時休業とする。
- 該当の定期考査は、原則、考査最終日の翌日（土日祝日を除く）に延期する。
- (2) 神戸市北区に1の気象情報が発表されておらず、居住地および通学経路に含まれる地域に発表されている場合
- ア. 午前7時現在：自宅待機とする。
- 該当する考査は公認欠席として取り扱う。
- 5 交通機関がストライキ及び災害、事故等で運休した場合、休業措置の対象となる交通機関は次のとおりとする。
- ・ 交通機関
- | |
|------------------|
| 神戸電鉄（北鈴蘭台駅を含む区間） |
|------------------|
- 6 交通ストライキ及び災害、事故等で運休した場合の休業措置は、次のとおりとする。
- (1) 授業及び学校行事が終日実施される場合
- ア. 午前7時現在：自宅待機とする。
- イ. 午前10時現在：臨時休業とする。
- 代替輸送がある場合、5限目から授業及び学校行事を実施する。定期考査は、原則、考査最終日の翌日（土日祝日を除く）に延期する。